

野田市火災予防条例施行規則及び野
田市防火対象物の点検基準等に関する
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第9号

野田市火災予防条例施行規則及び野田市防火対象物の点検基準等に関する規則の一部を改正する規則

(野田市火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市火災予防条例施行規則(昭和37年野田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「乾燥設備、サウナ設備」を「乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に、「サウナ設備設置届出書」を「簡易サウナ設備設置届出書、一般サウナ設備設置届出書」に改める。

(野田市防火対象物の点検基準等に関する規則の一部改正)

第2条 野田市防火対象物の点検基準等に関する規則(平成15年野田市規則第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。